

第1種 法 令

放射性同位元素等の規制に関する法律に関する課目

試験が始まる前に、このページの記載事項をよく読んでください。裏面以降の試験問題は、指示があるまで見てはいけません。

1 試験時間：10:00～11:15（1時間15分）

2 問題数：五肢択一式 30問（60点満点）（14ページ）

3 注意事項：

- ① 机の上に出してよいものは、受験票、鉛筆又はシャープペンシル、鉛筆削り、消しゴム、時計（計算機能・通信機能・辞書機能等の付いた時計は不可）に限ります。
- ② 計算機（電卓）、定規及び下敷きの使用は認めません。
- ③ 不正行為等を防止するため、携帯電話等の通信機器は、必ず、電源を切ってカバン等の中にしまってください。また、アラーム機能の付いた時計は、設定を解除しておいてください。
- ④ 問題用紙の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁又は解答用紙の汚れなどに気付いた場合は、手を挙げて試験監督員に知らせてください。なお、試験問題の内容に関する質問にはお答えできません。
- ⑤ 試験終了の合図があったら、ただちに筆記用具を置いてください。
なお、試験監督員が解答用紙を集め終わるまで、席を離れてはいけません。
- ⑥ 問題用紙は持ち帰って結構です。
- ⑦ 不正行為を行った者は、受験資格を失ったものとみなし、すべての課目の解答を無効とし、試験室からの退出を命じます。また、試験終了後に不正行為を行ったことが発覚した場合、試験実施時にさかのぼり受験資格を失ったものとみなし、すべての課目の解答を無効とします。

4 解答用紙（マークシート）の取扱いについて：

- ① 解答用紙を折り曲げたり汚したりしないでください。また、所定の欄以外の余白には、何も記入しないでください。
- ② 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシル（HB又はB）を使用してください。また、記入を訂正する場合は、消しゴムできれいに消してください。
- ③ 解答用紙の所定の欄に氏名・受験地・受験番号を忘れずに記入してください。特に、受験番号は受験票と照合して間違えないよう記入してください。
- ④ 解答は、1つの問いに対して、1つだけ選択（マーク）してください。2つ以上選択している場合は、採点されません。

放射性同位元素等の規制に関する法律（以下「放射性同位元素等規制法」という。）及び関係法令について解答せよ。ただし、問題文の『 』内の文章は、放射性同位元素等規制法又は関係法令の条文を示し、項数は算用数字、号数は（ ）つきの算用数字で表す。条文は問に応じて、漢字をひらがな、上下を左右などにおきかえ、また、一部を省略して示す。

次の各問について、5つの選択肢のうち、適切な答えを 1つだけ 選び、注意事項に従って解答用紙に記入せよ。

問 1 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出に関する次の文章の下線部[A]、[B]の原子力規制委員会が定めるエネルギーについて、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第9条

2 法第10条第6項に規定する政令で定める放射線発生装置は、次の各号に掲げるものとし、同項に規定する政令で定める放射線発生装置の使用の目的は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 直線加速装置（[A] 原子力規制委員会が定めるエネルギーを超えるエネルギーを有する放射線を発生しないものに限る。） 橋 梁^{りょう}又は橋脚の非破壊検査
- (2) ベータトロン（原子力規制委員会が定めるエネルギーを超えるエネルギーを有する放射線を発生しないものに限る。） 非破壊検査のうち原子力規制委員会が定めるもの
- (3) コッククロフト・ワルトン型加速装置（[B] 原子力規制委員会が定めるエネルギーを超えるエネルギーを有する放射線を発生しないものに限る。） 地下検層』

	[A]	[B]
1	1メガ電子ボルト	6メガ電子ボルト
2	4メガ電子ボルト	6メガ電子ボルト
3	4メガ電子ボルト	15メガ電子ボルト
4	6メガ電子ボルト	15メガ電子ボルト
5	6メガ電子ボルト	20メガ電子ボルト

問2 特定放射性同位元素に関する次の文章の A ～ C に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第1条の2 法第2条第3項に規定する政令で定める特定放射性同位元素は、放射性同位元素であつて、その種類及び A に応じて B 定める C 以上のものとする。』

	A	B	C
1	密封の有無	原子力規制委員会が	数量
2	密封の有無	原子力規制委員会規則で	数量
3	数量	原子力規制委員会規則で	線量
4	数量	原子力規制委員会規則で	濃度
5	数量	原子力規制委員会が	線量

問3 使用の許可又は届出に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。なお、セシウム137の下限数量は10キロボクレルであり、かつ、その濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。また、密封されたセシウム137が製造されたのは、令和6年4月1日とする。

- A 1個当たりの数量が、3.7メガベクレルの密封されたセシウム137を3個で1組として装備し、通常その1組をもって照射する機構を有するレベル計1台のみを使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- B 1個当たりの数量が、11.1メガベクレルの密封されたセシウム137を装備した表示付認証機器1台のみを認証条件に従って使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- C 1個当たりの数量が、3.7メガベクレルの密封されたセシウム137を装備した校正用線源のみ3個を使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- D 1個当たりの数量が、11.1メガベクレルの密封されたセシウム137を装備した照射装置1台のみを使用しようとする者は、工場又は事業所ごとに、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問4 放射線測定器の校正検査を使用の目的として、100メガベクレルの密封されたコバルト60を装備した照射装置1台のみを使用している者が、事業所内において使用の場所を追加し、同じ使用の目的で100メガベクレルの密封されたコバルト60を装備した照射装置1台を新たに使用することとなった。ただし、当該照射装置の種類、型式及び性能は、同一のものとする。この場合、あらかじめ、原子力規制委員会に対してとるべき手続きに関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものはどれか。なお、コバルト60の下限数量は、100キロベクレルであり、かつ、その濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。

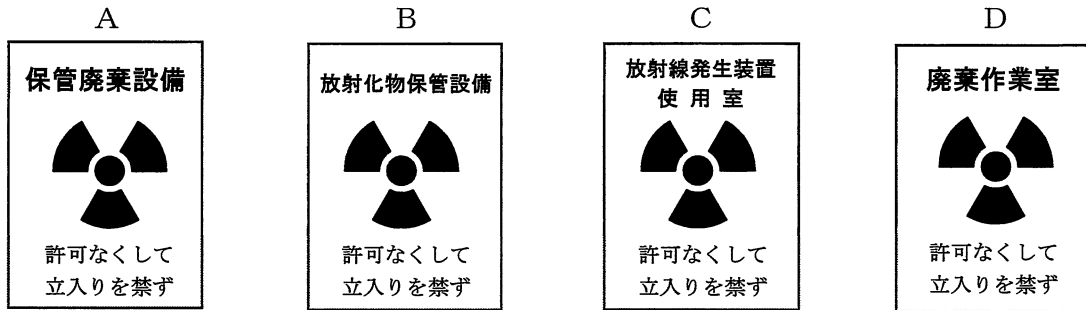
- 1 届出使用に係る変更の届出をしなければならない。
- 2 届出使用に係る使用の場所の一時的変更の報告をしなければならない。
- 3 許可使用に係る軽微な変更の届出をしなければならない。
- 4 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出をしなければならない。
- 5 許可使用に係る変更の許可の申請をしなければならない。

問5 次のうち、届出販売業者が、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない変更事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素の保管の委託先の氏名又は名称
- B 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- C 販売所の所在地
- D 放射性同位元素の種類

- 1 A B Cのみ
- 2 A Bのみ
- 3 A Dのみ
- 4 C Dのみ
- 5 B C Dのみ

問6 次の標識のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。ただし、この場合、放射能標識は産業標準化法の日本産業規格によるものとし、その大きさは放射性同位元素等規制法上で定めるものとする。



- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問7 放射化物保管設備の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射化物保管設備の扉、蓋等外部に通ずる部分には、鍵その他の閉鎖のための設備又は器具を設けること。
- B 放射化物保管設備は、外部と区画された構造とすること。
- C 放射化物保管設備には、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備えること。
- D 放射化物保管設備には、出入りする者を常時監視するための設備を設けること。

- 1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問 8 貯蔵施設に備えるべき、放射性同位元素を入れる容器に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 不燃性の構造とすること。
- B 液体状又は固体状の放射性同位元素を入れる容器で、亀裂、破損等の事故の生ずるおそれのあるものには、受皿、吸収材その他放射性同位元素による汚染の広がりを防止するための施設又は器具を設けること。
- C 液体状の放射性同位元素を入れる容器は、液体がこぼれにくい構造とし、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いること。
- D 容器の外における空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を入れる容器は、気密な構造とすること。

- 1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問 9 使用施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、密封された放射性同位元素を使用する場合に、その旨を自動的に表示する装置及びその室に人がみだりに入ることを防止するインターロックを設けなければならない放射性同位元素の数量を示す記述として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- | 自動表示装置 | インターロック |
|-----------------|---------------|
| 1 100ギガベクレル以上 | 400テラベクレル以上 |
| 2 100ギガベクレルを超える | 400テラベクレルを超える |
| 3 400ギガベクレル以上 | 400テラベクレル以上 |
| 4 400ギガベクレル以上 | 100テラベクレル以上 |
| 5 400ギガベクレルを超える | 100テラベクレルを超える |

問10 許可使用者の変更の手続きと許可証に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 氏名若しくは名称又は住所の変更をしたときは、許可使用に係る氏名等の変更の届出の際に、許可証を原子力規制委員会に提出し、訂正を受けなければならない。
- B 許可使用に係る変更の許可の申請により、使用の場所の変更をしようとするときは、その変更の許可の申請の際に、許可証を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- C 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出により、密封された放射性同位元素を、機械、装置等の非破壊検査のため一時的に事業所外で使用するため、使用の場所を変更しようとするときは、その変更の届出の際に、許可証を原子力規制委員会に提出し、訂正を受けなければならない。
- D 法人の代表者の氏名を変更したときは、許可使用に係る氏名等の変更の届出の際に、許可証を原子力規制委員会に提出し、訂正を受けなければならない。

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問11 次の密封された放射性同位元素の使用の目的のうち、あらかじめ、その旨を原子力規制委員会に届け出ることにより、許可使用者が一時的に使用の場所を変更して使用できる場合として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 蛍光エックス線分析装置による物質の組成の調査
- B エレクトロン・キャプチャ・ディテクタを用いた食品中の残留農薬成分の調査
- C ガスクロマトグラフによる空気中の有害物質等の質量の調査
- D ガンマ線密度計による物質の密度の調査

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問12 次のうち、変更の許可を要しない軽微な変更に該当する事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 使用の目的の変更
- B 放射線発生装置の台数の減少
- C 貯蔵施設の貯蔵能力の減少
- D 管理区域の拡大及び当該拡大に伴う管理区域の境界に設ける柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の位置の変更（工事を伴わないものに限る。）

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問13 施設検査等を要しない放射性同位元素等に関する次の文章の ～ に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第13条 法第12条の8第1項に規定する政令で定める放射性同位元素は、放射性同位元素を密封した物1個当たりの数量が ベクレル未満のものとする。ただし、放射性同位元素装備機器に装備されているものにあつては1台に装備されている放射性同位元素の総量が ベクレル未満のものとする。

2 法第12条の8第1項に規定する政令で定める貯蔵能力は、密封されていない放射性同位元素にあつてはその種類ごとに下限数量に を乗じて得た数量とし、密封された放射性同位元素にあつては ベクレルとする。』

	A	B	C	D
1	400ギガ	400ギガ	1,000	400ギガ
2	3テラ	5テラ	1,000	3テラ
3	5テラ	10テラ	1,000	10テラ
4	10テラ	10テラ	10万	10テラ
5	100テラ	100テラ	10万	400テラ

問14 密封されていない放射性同位元素の使用の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 作業室から放射性同位元素を持ち出すときは、容易に開封できない構造の容器に入れること。
- B 放射性汚染物で、当該物に含まれる放射性同位元素の濃度が原子力規制委員会の定める濃度を超えているものは、作業室から持ち出さないこと。
- C 放射性同位元素によって汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えているものは、作業室から持ち出さないこと。
- D 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染を検査し、かつ、その汚染を除去すること。

- 1 ACDのみ 2 ABのみ 3 BCのみ 4 Dのみ 5 ABCDすべて

問15 次の放射性同位元素の表面密度限度として、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。ただし、放射性同位元素には、放射平衡中の子孫核種を含まないものとする。

放射性同位元素		表面密度限度[Bq/cm ²]
A	ストロンチウム90	4
B	アスタチン211	4
C	鉛214	4
D	キュリウム244	4
1	AとB	2 AとC
3	BとC	4 BとD
5	CとD	

問16 A型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものはどれか。

- 1 表面の放射性同位元素の密度が輸送物表面密度の10分の1を超えないこと。
- 2 表面における1センチメートル線量当量率の最大値が5マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
- 3 外接する直方体の各辺が10センチメートル以上であること。
- 4 周囲の圧力を30キロパスカルとした場合に、放射性同位元素の漏えいがないこと。
- 5 開封されたときに見やすい位置（当該位置に表示を有することが困難である場合は、放射性輸送物の表面）に「放射性」又は「RADIOACTIVE」の表示を有していること。

問17 外部被ばくによる線量の測定に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 実効線量当量を測定すること。
 - B 1センチメートル線量当量を測定すること。
 - C 預託実効線量を測定すること。
 - D 70マイクロメートル線量当量を測定すること。ただし、中性子線については、この限りでない。
- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問18 許可使用者が、放射線障害予防規程に記載すべき事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。ただし、規則第29条第1項の応急の措置を講ずるために必要な事項であって、原子力規制委員会が定める放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合に限る。

- A 応急の措置を講ずる者に関する職務及び組織に関すること。
- B 応急の措置の実施に関する手順に関すること。
- C 応急の措置に係る訓練の実施に関すること。
- D 都道府県警察、消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携に関すること。

1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問19 放射線障害の防止に関する教育訓練における次の記述のうち、教育及び訓練の項目と時間数が放射性同位元素等規制法で定められているものの組合せはどれか。

- A 見学のため管理区域に一時的に立ち入る者に対する教育及び訓練
- B 取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らないものが取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練
- C 放射線業務従事者が初めて管理区域に立ち入る前に行わなければならない教育及び訓練
- D 放射線業務従事者が管理区域に立ち入った後、前回の教育及び訓練を行った日の属する年度の翌年度の開始の日から1年以内に行わなければならない教育及び訓練

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問20 健康診断に関する次の記述のうち、放射線業務従事者に対し、遅滞なく、健康診断を行わなければならない場合として、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 実効線量について、4月1日を始期とする1年間に付き、20ミリシーベルト被ばくし、又は被ばくしたおそれがあるとき。
- B 眼の水晶体の等価線量について、4月1日を始期とする1年間に付き、100ミリシーベルト被ばくし、又は被ばくしたおそれがあるとき。
- C 皮膚の等価線量について、4月1日を始期とする1年間に付き、1000ミリシーベルト被ばくし、又は被ばくしたおそれがあるとき。
- D アルファ線を放出する放射性同位元素によって汚染された皮膚の表面の放射性同位元素の密度が10ベクレル毎平方センチメートルであり、その汚染を容易に除去することができないとき。

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問21 次の記述のうち、密封されていない放射性同位元素のみを使用する許可使用者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所
- B 保管を委託した放射性同位元素の種類及び数量
- C 工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
- D 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問22 許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置に関する次の記述のうち、廃止措置計画に定めるべき事項として、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素の輸出、譲渡し、返還又は廃棄の方法
- B 放射性汚染物の譲渡し又は廃棄の方法
- C 廃止措置後の施設の利用方法
- D 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達方法

1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問23 事故等の報告に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者は、放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- B 表示付認証機器使用者は、放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- C 許可使用者は、放射性同位元素の取扱いにおいて計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては1ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- D 届出使用者は、貯蔵施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量が、原子力規制委員会が定める線量限度を超えたときのみ、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 1 ABDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問24 危険時の措置における放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を許可届出使用者又は許可廃棄業者に書面で申し出た者に限る。）の緊急作業に係る線量限度に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せはどれか。

- A 眼の水晶体の等価線量について500ミリシーベルト
- B 皮膚の等価線量について1シーベルト
- C 内部被ばくによる預託実効線量について150ミリシーベルト
- D 実効線量について100ミリシーベルト

- 1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問25 放射線取扱主任者の選任に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 1テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを研究目的で使用するときは、第2種放射線取扱主任者免状を有している者を選任することができる。
- B 密封された放射性同位元素のみを診療のために使用するときは、放射線取扱主任者として放射線取扱主任者免状を有していない医師、歯科医師又は薬剤師のいずれかの資格を有している者を選任することができる。
- C 表示付認証機器のみを業として販売するときは、放射線取扱主任者の選任を要しない。
- D 密封されていない放射性同位元素のみを業として販売するときは、放射線取扱主任者として第3種放射線取扱主任者免状を有している者を選任することができる。

- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問26 放射線取扱主任者免状の交付等に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 免状の交付を受けた者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、放射線取扱主任者免状訂正申請書に免状を添え、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。
- B 免状を失った者で免状の再交付を受けたものは、失った免状を発見したときは、再交付された免状を速やかに原子力規制委員会に返納しなければならない。
- C 免状を失った者でその再交付を受けようとするものは、放射線取扱主任者免状再交付申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- D 免状を汚した者でその再交付を受けようとするものは、放射線取扱主任者免状再交付申請書に、汚した免状を添え、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問27 放射線取扱主任者定期講習（以下「定期講習」という。）に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者は、選任された後に定期講習を受けた放射線取扱主任者に対し、前回の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から3年以内に定期講習を受けさせなければならない。
- B 表示付認証機器のみを業として販売する届出販売業者は、選任された放射線取扱主任者に定期講習を受けさせることを要しない。
- C 放射性同位元素のみを業として賃貸する届出賃貸業者は、定期講習を受けたことのない者を放射線取扱主任者に選任した場合は、選任した日から1年以内に定期講習を受けさせなければならない。
- D 届出使用者は、選任された後に定期講習を受けた放射線取扱主任者に対し、前回の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内に定期講習を受けさせなければならない。

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問28 密封された放射性同位元素を診療のためのみに使用している届出使用者において、放射線取扱主任者が緊急入院をすることになった。当該放射線取扱主任者がその職務を遂行することはできないが、放射性同位元素の使用を継続することとした。この入院期間中における放射線取扱主任者の代理者の選任に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 入院の期間が10日であったので、第3種放射線取扱主任者免状を有している者を、放射線取扱主任者の代理者として選任したが、原子力規制委員会にその旨の届出は行わなかった。
- B 入院の期間が30日であったので、第2種放射線取扱主任者免状を有している者を、放射線取扱主任者の代理者として選任し、選任した日から10日後、原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- C 入院の期間が3日であったので、放射線取扱主任者の代理者の選任は行わなかった。
- D 入院の期間が30日であったので、放射線取扱主任者免状を有していない薬剤師を、放射線取扱主任者の代理者として選任し、選任した日から10日後、原子力規制委員会にその旨の届出を行った。

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問29 特定放射性同位元素防護管理者に関する次の文章の A ～ C に該当する語句について、放射性同位元素等規制法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第38条の2 A 及び許可廃棄業者は、第25条の3第1項の政令で定める場合においては、特定放射性同位元素の B を統一的に管理させるため、原子力規制委員会規則で定めるところにより、特定放射性同位元素の取扱いの知識その他について原子力規制委員会規則で定める要件を備える者のうちから、特定放射性同位元素防護管理者を選任しなければならない。

2 A 及び許可廃棄業者は、前項の規定により特定放射性同位元素防護管理者を選任したときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、 C 、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。』

A	B	C
1 許可届出使用者	防護に関する業務	選任した日から30日以内に
2 許可届出使用者	防護に関する業務	遅滞なく
3 特定許可使用者	防護に関する業務	選任した日から30日以内に
4 特定許可使用者	防護に関する措置	選任した日から30日以内に
5 特定許可使用者	防護に関する措置	遅滞なく

問30 管理区域に係る線量等に関する次の記述のうち、放射性同位元素等規制法上正しいものの組合せはどれか。

- A 外部放射線に係る線量については、実効線量が3月間につき0.25ミリシーベルトを超えるおそれのある場所
- B 内部被ばくに係る線量については、実効線量が3月間につき0.25ミリシーベルトを超えるおそれのある場所
- C 空気中の放射性同位元素の濃度については、3月間についての平均濃度が空气中濃度限度の10分の1を超えるおそれのある場所
- D 放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度については、表面密度限度の10分の1を超えるおそれのある場所

- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD